

令和 6 年 8 月

第 4 回和光市教育委員会臨時会会議録

和光市教育委員会

令和6年第4回和光市教育委員会臨時会日程

令和6年8月8日（木曜日）和光市総合教育会議終了後

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付議案件

議案第17号 市議会へ提出する議案の決定について

日程第3 その他

出席委員（４名）

教育長	石 川 毅
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（１名）

委 員	天 内 綾
-----	-------

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	横 山 英 子
〃 次長兼教育総務課長	福 田 裕 子
〃 次長兼学校教育課長	辻 英 一
〃 スポーツ青少年課長	森 谷 聡 子

傍聴人（なし）

開会 午後 3時59分

○石川教育長 それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、臨時会の署名委員は村中委員にお願いいたします。

◎付議案件

○石川教育長 日程第2、付議案件。

本日の付議案件は1件です。

議案第17号 市議会へ提出する議案の決定について。

それでは、説明をお願いします。

○横山部長 議案第17号 市議会へ提出する議案の決定について説明させていただきます。

本議案は、議会の議決を経ずに行った財産の取得について、和光市議会の追認を得たいので、議案として提出する原案の決定を求めるものとなります。

まず、概要を説明させていただきます。

令和6年8月8日、教育委員会資料と上に記載のある資料をご覧くださいませうか。

資料に沿って説明させていただきます。

初めに、1番の事案の概要になります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格が2,000万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。

しかしながら、このたび、この表に記載した9件について、議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。

これにつきましては、法令等にのっとり行政の運営を行わなければならないにもかかわらず、議決を経ずして行われたことは、市民の皆様、議会の皆様の市に対する信頼を失うことになり、深くおわび申し上げます。

今後このようなことがないように、これまで以上に確認体制を強化し、再発防止に努めてまいりたいと思います。

議決を経なかった内容になりますが、小学校教師用指導書の購入が5件、総合体育館用備品の購入が2件、総合福祉会館事務用品の購入が1件、第五小学校給食用備品の購入が1件となります。

9件のうち教育委員会に関係するものは8件になりますが、この臨時教育委員会で議案の原案として決定をお願いするのは、契約方法が随意契約となっているものになります。

随意契約は、表の下に説明書きを入れましたが、地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であって、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法となります。

総合体育館用の備品や第五小学校の備品購入であっても、入札によって契約が行われたものは、財政課の所管事務として議案を提出することになっております。

議案第17号の本文に戻ります。

別紙をつけておりますが、年度の古いものから順番に並んでおります。

別紙1、2、4から6までが教師用指導書の購入契約の締結になります。

教師用指導書というのは、使用する教科書に準じた教師用の参考書で、おおむね4年ごとに採択される教科書に合わせて新しいものを購入しております。

別紙3につきましては、和光市総合体育館用の備品購入の締結となります。

平成18年度の和光市総合体育館建設に合わせて備品購入を実施しており、内容につきましては、メインアリーナと、サブアリーナの音響装置を設置しております。

議案の中身は以上ですが、この経緯につきまして説明させていただきます。

また資料にお戻りいただけますでしょうか。

この件が判明した経緯となりますが、他の自治体から問合せを受けまして、過去10年間の小・中学校の教師用指導書の購入実績を確認しましたところ、令和6年度及び令和2年度の小学校購入分が議決を経ずに購入していたことが判明しました。

その後、全庁的な契約について、市の財務会計システムに保存されている平成11年度以降のデータを改めて精査しましたところ、ほかに7件の契約が議決を経ていないということが分かりました。

この事案が発生した理由につきまして説明いたします。3のところになります。

なぜこのようなことが起きたかと申しますと、一番はやはり私ども管理職員、担当職員において必要な法令の理解、それから法令に基づいて事務を執行するという意識が欠けていたことによります。

特に教師用指導書につきましては、消耗品という科目で購入しまして、1冊の単価が高額ではないことから、財産に該当するという判断に至らず、全体の購入額が2,000万円以上になっても、条例の第3条に該当し、議会の議決を経なければならないという考えに及ばなかったため、事務手続の誤りが発生いたしました。

今後どのように対応をするかと申しますと、令和6年和光市議会9月定例会に契約について追認をいただくという議案を提出させていただきます。その議案の原案を別紙で付けております。

議会に提出するものと、それから今度、二度とこのようなことが起こらないようにするために、主な再発防止策としましては、管理職を含めた全職員に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分」の内容について、改めて徹底するよう周知を行います。

既に昨日、政策会議において徹底するようという話がありました。また、今後課長会議を開催する予定です。また、さらに庁内研修会や庁内の電子掲示板がありますが、そちらも活用して周知を行うようになります。

もう一つとしましては、今回、9件のうちの5件が教師用指導書の購入という形になりますので、教師用指導書の購入に特化したマニュアルを作成することとします。

併せて、チェックシートを作成いたしまして、予算の計上や実施計画を策定する段階で、早い段階で議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について複数人で確認を行いたいと思っております。

以上が今、検討しております主な再発防止策になります。

説明は以上になります。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○村中委員 これは、先生用の指導書ですね。昔僕らは御茶ノ水をうろちょろして、先生用の指導書を探して、先に予習をしていたということもあるんですが、今、パソコンがありますでしょう。そこで、ソフトでそういうのがあれば、簡単に先生方にそれぞれ1

冊分データで提供できるわけです。そうすると、費用面で大分安くなるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○辻次長 デジタルも、ライセンスの購入が必要です。冊子も含め、学級数、あるいは学年分を予算の中で収まるような形で購入しています。

○村中委員 例えば学校の各学年分でそれぞれにカンファレンスをしたいというような場合で、パソコン1台に入っている内容をみんなで共有すれば、先生がそのパソコンで勉強したというようなことにすれば、紙が要らなくなるのでは。

○辻次長 やれることと、やれないことがあるので、そのことをふまえて購入しなければならないと考えています。

○石川教育長 よろしいでしょうか。

○村中委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

はい、お願いします。

○山田委員 これ小学校が多いというのは、やはり人数の関係でしょうか。先生方が多いから、中学校は小学校と比べると人数が少ないから、2,000万円いかないということですか。

○辻次長 小学校の方が学級数が多いというところで、中学校の方はそこまでではなかったのです。

○山田委員 これは全て最終的に市の会計監査とか、そういうところを通っていくんですね。そういうところでは、市議会の議決があるかどうかというのは分からなかったんですかね。

○辻次長 実際には、学校教育課の中で完結する内容が多かったのです。

○石川教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

牧委員、何かありますか。

○牧委員 起きたことはしょうがないかなと思って、本当にこの先起こらないようにどういうふうにしていくかというほうが大事なかなと思うので、防止策3点ありますけれども、それぞれ充実していけばいいのかなと思います。

○山田委員 もう既にこれは議会のほうに報告はしてあるんですか。

○横山部長 議会には、議長さん、副議長さんに、本日の午前中、報告をさせていただい

ております。

その後、報道発表としてこういった事実がありましたということをお知らせするよう
な形になりまして、実は先日、朝霞市では既に発表されていまして…。

○山田委員 同じようなケース。

○横山部長 似たような事案がこの近隣市でもありまして、幾つかの自治体でも追認とい
う形で議会の議決をいただくと。

○山田委員 牧委員さんが言ったとおり、もう起きたことはしょうがないので…。今後の
チェックをしっかりとすることですね。

○横山部長 申し訳ございませんでした。

○村中委員 高過ぎます。どう考えても高過ぎる。今ちよっと計算したんですが、300
人の学校、1クラス30人で6クラス、180人で、小学校6学年というとな、1,080
人、児童、とにかく1,000人ちよっとですね。1,000人ちよっとのところ、
一人一人の教科書の担当、この指導書というのは、1学年分の人数で割った値であるべ
きなんです。例えば教科書代全部合わせた分の180分の1ぐらいの値段に、指導書な
んだから、1つの教科書に対して、それに対する説明なんだから、ほとんど教科書と同
じ値段であるべきだと思います。

○辻次長 指導書とおっしゃられているものは、各教科によって違うんですけども、例
えば研究用の資料ですとか、それからDVD資料ですとか、そういうものがセットにな
って、学年の一つの教科の指導書が構成されているということになります。

○村中委員 分かりました。

○石川教育長 ほかにご意見ありますか。

○牧委員 ちょっと分からないんですけども、例えば令和2年のこの値段は山屋さんに
支払われているわけですね。そのときに教育委員会のほうから、この金額を山屋さんに
支払ってくださいというのは、市の会計課とかにいくんですか。

○横山部長 そうですね。

○牧委員 会計課のほうで、これ議会通っていないじゃんって、こういうチェックはでき
なかったんですか。

○横山部長 そうですね。当時、私、会計課に在席しておりましたが、そのときは書類と
して議会の議決を経たかどうかというところまでは確認ができませんでした。

○牧委員 できない書類だったんですか。

○横山部長 支出に必要な書類として添付されるものではなかったもので、ちょっと難しかったのはありますが、よその自治体では、会計課で気づいて話があったところもあったという話も聞いております。会計課の段階では、もう支払いの段階ですので、本来、議決は、仮契約を結んで、その後、議決をいただいて本契約という形になりますので、お支払いの段階ではもう既に遅いかなと形になっています。

○牧委員 最後、支払いのところでもチェック機能があれば…。

○横山部長 そうですね。それだと、そこから遡ってまた追認の議案といいますか出するような形にはなります。

今後、会計課も、こういった事例がありましたので、チェック項目に入ってくると思います。

○牧委員 ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採択します。議案第17号 市議会へ提出する議案の決定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第17号 市議会へ提出する議案の決定については原案のとおり承認されました。

付議案件は以上です。

◎その他

○石川教育長 次に、日程第3、その他に移ります。

各委員より諸報告があれば、この場でお願いいたします。何かございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、事務局から諸報告があればお願いいたします。何か報告がある事務局はありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、これをもちまして第4回和光市教育委員会臨時会を閉会いたし

ます。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時19分

第4回臨時会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員